

令和7年度山形県3R研究開発事業費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 知事は、廃プラスチック類、燃え殻・ばいじん、食品廃棄物、使用済み瓦等をはじめとした廃棄物分野において、地域の特性を活かした3R（リデュース〈発生抑制〉、リユース〈再使用〉、リサイクル〈再生利用〉）技術の研究開発を推進するため、事業者等が廃棄物の発生抑制やリサイクルに係る研究開発事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において事業者等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者等」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する事業者
- (2) 2以上の前号の事業者で構成される団体

2 この要綱において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和7年度において事業者等が行う別表第1の左欄に掲げる事業であって、令和7年度山形県3R研究開発事業費補助金募集要領に基づき知事が採択した事業とし、補助金の額は、別表第2に掲げる補助対象経費の交付の決定の日（補助事業が前年度の山形県3R研究開発事業費補助金の交付を受けた事業の継続事業である場合にあっては、令和7年4月1日）以降における実支出額の合計額に別表第1の右欄に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は5,000千円のいずれか低い額以内とする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号、様式第1号の1から様式第1号の7）
- (2) 財務諸表（過去3期分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等。創業後、未決算である場合には決算見込のもの）
- (3) 定款又は寄附行為
- (4) 登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（申請者が個人事業者である場合には、住民票抄本）
- (5) 申請者が現に行う業務の概要を記載したパンフレットその他参考となる資料
- (6) その他知事が必要と認める資料

2 事業者等は、補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正

と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、事業者等に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表第2の補助対象経費の各経費区分の欄に掲げる経費ごとに3割を超える増減であり、かつ、その増減額が1万円を超えるもの
- (2) 補助事業の目的及び内容の変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第2号、様式第2号の1及び様式第2号の2）を提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）の提出は、令和7年11月30日現在の状況を記載した事業実施状況調書（別記様式第5号）を添付して翌月15日まで行わなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には当該承認通知を受理した日）から10日を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第6号、様式第6号の1及び様式第1号の2）
- (2) 補助事業の成果、実施結果等がわかる資料、サンプル品等
- (3) 補助事業の実施に係る支出状況がわかる資料（見積書、契約書、請求書、領収書、帳簿等）の写し
- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした事業者等は、補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした事業者等は、補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

2 事業者等は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第8号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第10条 事業者等は、規則第21条に規定する収入支出書等の帳簿等について、補助事業完了の年度の翌年度から5年間（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第22条及びこの要綱の第13条第1項の規定により処分が制限されているもの（以下「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しておかなければならない。

(財産の管理)

第11条 事業者等は、補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）については、補助金の交付を受けて取得した等を見やすい場所に表示しなければならない。また、補助事業の完了後も、財産等管理台帳（別記様式第9号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具とし、同条ただし書の規定により知事が定める期間は、取得し、又は効用の増加した財産について、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

2 規則第22条の規定により、知事の承認を受けようとするときは、取得財産等の処分承認申請書（別記様式第10号及び様式第10号の1）に理由書を添えて提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(産業財産権等に関する届出)

第13条 事業者等は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業完了の年度の翌年度から5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等取得等届出書（別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(収益報告)

第14条 事業者等は、補助事業完了の年度（複数年度にわたって山形県3R研究開発事業費補助金の交付を受けた場合は、当該交付を受けた最後の年度）の翌年度から5年間、年度終了後30日以内に補助事業に係る収益の状況について、収益報告書（別記様式第12号及び様式第12号の1）を知事に提出しなければならない。

2 事業者等は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告対象年度の翌年度から5年間整理保存しておかなければならない。

(収益納付)

第15条 知事は、収益報告書により、事業者等が産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定、

補助事業の実施結果の事業化・商品化又はその他の当該補助事業の実施結果の他者等への供与により収益が生じたと認めるときは、当該事業者等に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(事業の公表及び成果の発表)

第16条 知事は、補助金を交付した事業の補助事業名、事業者等名、市町村名、補助金額等を公表できるものとする。また、必要に応じて、事業者等に補助事業の成果の発表を行わせることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日に施行し、令和7年度予算に係る補助金について適用する。

別表第1

補助事業	補助率
1 廃棄物を対象とした3Rに係る研究・技術開発、既存技術の改良、廃棄物を使用した商品開発、事業化調査等	2分の1
2 上記の事業のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 3Rをより一層推進する必要がある、「廃プラスチック類」、「燃え殻・ばいじん」、「食品廃棄物」、「使用済み瓦」に係る事業 (2) 県内に本社及び製造拠点を有する者が実施する事業	3分の2

※ 同テーマの研究開発で、前年度又は前々年度の当補助事業の成果を基にし、かつ、年度を連続して行うもの限り、交付決定を初めて受けた年度を合わせて3か年度まで、各年度に係る交付申請を行うことができるものとする。

別表第2

補助対象経費(※1)		
No.	経費区分	内 容
1	原材料費	主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
2	機械装置・ 工具器具費	機械装置又は工具器具の購入(一時的に使用する場合を除く。)、試作、改良、据付け、修繕、借上に要する経費
3	外注加工費	原材料の再加工及び設計等の外注加工に要する経費
4	謝金	専門家から指導を受ける際に要する謝金
5	費用弁償	専門家から指導を受ける際に要する専門家の旅費
6	委託費	検査分析・試験等(研究開発要素がある業務を除く。)の委託に要する経費
7	共同研究費 (※2)	共同研究者への研究委託(共同研究契約に基づく共同研究者への研究委託費)等に要する経費
8	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

※1 次に掲げる経費については、上記にかかわらず、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- (2) 他の機関への委託によって安価に試験することが可能な機械装置等
- (3) 補助事業終了後、容易に他への転用が可能と認められる機械装置等
- (4) 使用実績の把握が困難な原材料等
- (5) その他、補助事業の実施に関連性のない経費

※2 共同研究費については、原則として補助対象経費総額の3分の2を超えることはできない。

なお、事業実施に伴い、共同研究費以外の経費の削減又は共同研究費の増により、やむを得ず共同研究費が補助対象経費総額の3分の2を超えることとなる場合は、要綱第6条第1項第1号の規定にかかわらず、同条第2項による事業計画変更承認申請書(別記様式第2号)を提出しなければならない。